資料２－２

「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」体系図（案）

基本目標	課　題	施策の方向
Ⅰ　安心して相談できる体制の充実	1　発見・通報・支援情報の提供に関する体制整備	①女性相談支援センターの周知 ②男女共同参画推進員による周知の強化 ③医療機関等への周知の強化 ④民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ ⑤通報についての周知
	2　相談体制の充実	①女性相談支援センターの相談体制の充実 ②市町における相談体制の強化 ③DV相談員の育成 ④若年層の相談体制の充実 ⑤男性被害者等の相談体制の充実
	3　支援プログラムの充実	支援プログラムの充実
	4　職務関係者の資質向上への取組強化	①DV相談マニュアルの改訂 ②DV相談員等の資質向上を目的とした研修の充実 ③医師・看護師等を目指す者への働きかけ
	5　障害のある人への対応	①障害のある人への情報提供 ②民生委員等への働きかけ
	6　外国人被害者への対応	①多言語による情報の提供 ②多言語での相談体制
Ⅱ　被害者の安全な保護体制の充実	7　保護体制の整備	①健康の確保 ②保護施設の利便性の向上 ③民間施設等での一時保護 ④警察との連携による被害者等への支援及び援助 ⑤保護の広域的対応の円滑な実施
	8　同伴家族の保護と援助	①同伴する子どもへの支援 ②教育機関・保育所への協力要請 ③高齢者への援助

＜現状に即した見直し関係＞
〇課題1・現状と課題
　DV家庭の子どもに対し、周囲の大人が適切に対応することが必要であることについて追記

＜第5次基本計画関係＞
性的少数者に対する相談体制について追記

＜現状に則した見直し関係＞
市町担当者や相談員を対象とした「DV相談員等育成研修」の実施（H28～）について追記

＜基本方針第2の6（2）関係＞
支援センターが児童相談所と連携して行う支援について追記
・被害者に同伴する子どもに対する被害（児童虐待）の早期発見・早期介入
・同伴する子どもが一時保護所退所後に安定した生活を送れるための情報提供

「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」体系図（案）

資料２－２

基本目標	課　題	施策の方向
Ⅲ 被害者の自立の支援	9　住宅の確保	①住宅への入居の支援 ②中間施設の有効活用
	10　経済的自立の支援	①就業支援の情報提供 ②母子家庭等就業・自立支援センター事業の活用 ③生活物資の調達
	11　法的手続きの支援	①保護命令制度の情報提供 ②日本司法支援センター（法テラス）や民事扶助制度の周知 ③無料法律相談の実施・弁護士紹介制度の周知
	12 メンタルヘルスケアの充実	①メンタルヘルスケアの継続 ②語り合う場の提供
Ⅳ 関係機関の連携と協働	13 関係機関との連携、協力	①DV対策支援等連絡協議会の連携強化 ②市町・関係機関との連携 ③DV対応と児童虐待対応との連携強化 ④他の都道府県との連携
	14 民間団体との協働等	民間団体等との協働や活動の支援
	15 苦情処理体制の整備	苦情処理体制の周知
Ⅴ 暴力を許さない社会の実現	16 暴力を許さない教育・啓発	①県民への啓発・広報 ②学校における取組 ③地域社会における啓発
	17 暴力抑止のための取組	①加害者に対する暴力抑止相談の体制の充実 ②加害者に対する暴力抑止相談員の資質の向上 ③暴力抑止に関する情報収集

＜現状に即した見直し関係＞
○課題13・現状と課題
　R1に県内のすべての市町でDV防止計画が策定されたことについて記載

＜現状に則した見直し関係＞
・いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」について追記（H29.10設立）
・性被害を受けたDV被害者への支援について追記

＜基本方針第2の3（1）、5（2）、9関係＞
・DV被害者保護にあたり支援センターと児童相談所が相互に連携することについて記載（R1法改正）
・支援センターの要保護児童対策地域協議会への参画について記載

＜現状に則した見直し関係＞
若年層向けDV予防啓発セミナーの実施（H29～）について追記